

## 茨城県科学技術研究調査実施要項

### 1 調査の目的

茨城県科学技術研究調査は、茨城県における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 法的根拠

調査は、茨城県統計条例（平成20年茨城県条例第45号）に基づき実施する。

### 3 調査の時期

調査の周期は1回とする。

従業者数及び研究員数は平成25年6月1日現在、また、研究費などの財務事項は平成25年6月1日又はその直近の決算日から遡る1年間の実績とする。

### 4 調査の対象及び単位

調査の対象は、茨城県内に所在する事業所とし、平成21年経済センサス基礎調査の結果から作成した母集団名簿のうち、その産業分類で、大分類「L学術研究，専門・技術サービス業」、中分類「71学術・開発研究機関」に該当する全ての事業所及び同大分類「O教育，学習支援業」、中分類「81学校教育」、小分類「816高等教育機関」に該当する全ての事業所とする。

### 5 調査事項及び調査票

#### (1) 調査事項

- ① 研究実施の有無
- ② 従業者数
- ③ 研究者数
- ④ 研究に関する費用の総額
- ⑤ 他事業所へ委託した研究費の総額及び内訳
- ⑥ 他事業所からの研究受託の有無
- ⑦ 他事業所からの研究受託に伴う収入総額及び内訳

#### (2) 調査票

茨城県科学技術研究調査調査票（様式第1号）による。

### 6 調査の方法

茨城県企画部統計課が調査対象に調査票を郵送により配布する。  
茨城県企画部統計課が調査票を郵送により回収する。

### 7 調査票の審査入力

#### (1) 調査票の審査

全調査事項の記入漏れの補完，調査票内の突合等による審査を行う。

(2) 調査票の入力及び集計

茨城県企画部統計課の職員が入力集計を行い統計表を作成する。

8 結果の公表

平成25年12月を目途に，茨城県企画部統計課のホームページへ掲載する。

付 則

この告示は，公布の日から施行する。